令和７年度京の総合型クラブネット（府協議会）活性化プロジェクト事業

事務処理要領

1. 助成金対象経費並びに証拠書類の整備について

(1)　助成金対象経費は次のとおりとします。

**「旅費交通費（講師、運営スタッフ）・通信運搬費・消耗品費・印刷製本費・会場使用料・諸謝金**

**（講師、運営スタッフ）・雑役務費」**

(2)　京都府スポーツ協会より、証拠書類（領収書等）の写しを送付するので、クラブで確認の上、

実施団体において５年間保管してください。（都合により一時提出願うことがあります。）

1. 参加料について

(1)　参加料を徴収する場合、事業費に加算することとし、本会会計に入れてください。

(2)　参加料の収入分は、対象外経費に充当することができます。

(3)　本会会計に入れる際に、参加者名簿を作成し提出してください。

1. 支払いについて

(1)　原則、請求書払いでお願いします。請求書払いができない場合に限り、立替払いが可能となります。なお、見積書・納品書・請求書は宛先を『公益財団法人京都府スポーツ協会』にしてください。

(2)　旅費・諸謝金・請求書の支払いの場合、【対象経費詳細】－証拠書類欄－★マークの書類を事前に送付ください。

(3)　立替払いの場合、主管クラブより京都府スポーツ協会に請求書を作成し、業者の発行する納品書、請求書、領収証と併せて提出してください。

1. 事業の変更について

申請書の提出後、事業に変更が生じた場合は、直ちに府協議会事務局まで連絡してください。

1. その他

　　対象外経費を含む支払いに係る振込手数料は対象外となります。

【対象経費詳細】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科　目 | 対象経費・注意事項 | 証拠書類　整備要領  （※必ず日付・明細等が明記されていること） |
| １  旅費交通費 | ・講師、運営スタッフに係る旅費、宿泊費  ※宿泊にあたっては、事務局に確認すること  ◆交通費については、京都府旅費規程に  基づき、公共交通機関にて講師自宅最寄駅  から会場の最寄駅までを算出。 | ・支払明細書(★)  ・銀行の振込伝票(写)（振込の場合）  ・個人領収証(写)（現金の場合）  　※自署、記名押印のこと  ・旅費算出根拠書類(★)  ・宿泊費は業者が発行する領収証  ・事業概要（当日資料等）(★)  **原則、振り込みで行うこと** |
| ２  通信運搬費 | 郵券代等  【対象外】  ・明細のないもの  ・送付目的が不明・曖昧なもの  ・還元ポイント等の付与がされている場合 | ・銀行の振込伝票(写)もしくは  　業者の発行する領収証(写)  ・使用明細（送付先・送付目的記載） |
| ３  消耗品費 | 事務用消耗品  ・会議資料用コピー用紙等事務用消耗品  ※本事業実施時に使用するものに限る  ※20万円以上の購入にあたっては、事務局に確認すること  【対象外】  ・継続的に使用可能と判断できるものや備品  ・使用目的が不明・曖昧なもの（インクトナー代等）  ・還元ポイント等の付与がされている場合 | ・見積書(★)  ・請求書(★)  ・納品書(★)  ・銀行の振込伝票(写)もしくは  　業者の発行する領収証(写)  　※品名・単価・数量等の詳細が記載されたレシートも可 |
| ４  印刷製本費 | 本事業実施に係る印刷物作成費  ・講習会、研修会周知チラシ等  ※表紙に「スポーツ庁国庫補助事業」と記載すること  ※20万円以上の発注にあたっては、見積合わせを行うこと  【対象外】  ・印刷業者に依頼されてないもの  ・作成目的が不明・曖昧なもの  ・還元ポイント等の付与がされている場合 | ・作成物１部(★)  ・見積書(★)  ・納品書(★)  ・請求書(★)  ・銀行の振込伝票(写)もしくは  　業者の発行する領収証(写)  ・明細（品名・単価・数量記載）(★) |
| ５  会場使用料 | 会場借上料、付属設備使用料  ※附帯設備使用料（付属設備・備品、照明電力使用料、冷暖房使用料等）も対象経費とする  ※事業実施に必要な一時的に利用する機材等の借上料（スポーツ用具、マイク／スピーカー、ＡＥＤ等）も対象経費とする | ・見積書(★)  ・請求書(★)  ・銀行の振込伝票(写)もしくは  　業者の発行する領収証(写)  ・料金表、使用明細(★)  ・事業概要（場所・内容・名簿）(★) |
| ６  諸謝金 | 講師、運営スタッフに係る謝金  ※基準（上限）  　講師　＠15,000円／１時間  　運営スタッフ　＠7,000円／１日 | ・支払明細書(★)  ・銀行の振込伝票(写)（振込の場合）  ・個人領収証(写)（現金の場合）  　※自署、記名押印のこと  ・事業概要（当日資料等）(★)  **原則、振り込みで行うこと** |
| ７  雑役務費 | 対象経費の支払いに係る振込手数料  ※京都銀行より振込　振込先が京都銀行＝０円  　　　　　　　　　　　　　　京都銀行以外＝220円  【対象外】  ・保険料  ・対象外経費を含む支払いに係る振込手数料 | ・明細（振込日、振込先、金額等記載） |